

見積要領書

建築主 医療法人 嚶鳴会様
 発注者 同上
 設計監理者 TSCアーキテツ

1 工事名称 (仮称) 嚶鳴会保育園 新築工事

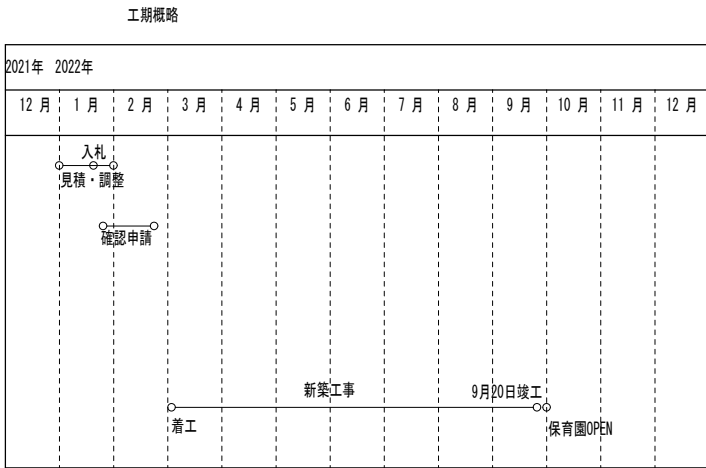
2 見積配布設計図書
 (1) 設計図 ・建築図
 ・構造図
 ・電気設備図
 ・給排水衛生空気調和換気設備図

(2) 計算書 今回配布いたしません。
 (3) その他 なし

3 工事範囲 設計図書に示された範囲とし現場説明事項及び質疑応答書もこれに入る。
 別途工事：当書第12項に記載してあります。

4 工事工期

着工	竣工
2022年3月1日	2021年9月20日



5 見積書の提出 注 見積書は下記関連書類と共に封印封書し会社名を記して 医療法人 嚶鳴会 様 1部 TSCアーキテツ 1部提出する。
 ※ 見積用設計図書は、見積書提出と同時に一括して返却社名を明記して返却して下さい。

提出期限	令和 4 年 1 月 19 日 (水) AM12:00 まで
宛先名	医療法人 嚶鳴会 様
提出先	TSCアーキテツ

(1) 必要書類 下記は全てA4及びA3サイズとする
 1 見積書 (内容明細書付)
 2 工程表 (簡潔に全体工程計画を記する)
 3 工事仮設計画図 (簡潔に施工計画図を記する)
 4 現場編成表 (資格及び実績を明記する)
 5 VE案 (項目・金額を明記する)
 ※必ず提出して下さい

(2) 書類の作成 見積書は下記の内訳を基本とする
 ◎：表題部の作成について
 A 共通仮設工事 E 空気調和換気設備工事
 B 建築工事 F 外構工事
 C 電気設備工事 G 諸経費
 D 給排水衛生設備工事 (値 引)
 合 計

◎：各工事の明細の作成について

<p>B、建築工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 直接仮設工事 2 土工 3 地業工事 4 コンクリート工事 5 型枠工事 6 鉄筋工事 7 鉄骨工事 8 組積工事 9 屋根・防水工事 10 石工事 11 タイル工事 12 木工 13 金属工事 14 左官工事 15 金属製建具工事 16 木製建具工事 17 硝子工事 18 塗装工事 19 内装工事 20 家具工事 21 雑工事 22 床暖房工事 	<p>D、給排水衛生設備工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 給水機器・配管設備工事 2 排水通気機器及び配管設備工事 3 給湯機器及び配管設備工事 4 衛生器具設備工事 5 ガス機器及び配管設備工事
<p>C、電気設備工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 引込受変電工事 2 幹線・動力工事 3 電灯コンセント工事 4 照明器具工事 5 電話機器・配管工事 6 放送機器・配管工事 7 テレビ共聴工事 8 弱電設備工事 9 自動火災報知設備工事 	<p>E、空気調和換気設備工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 空調機器設備工事 2 配管設備工事 3 ダクト設備工事 4 換気設備工事
	<p>F、外構工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土工 2 舗装工事 3 排水工事 4 圍障工事 5 植栽工事 6 外構雑工事

6 現場説明会及び設計図書配布について
 (1) 現場説明会・図書配布
 日時 令和 3 年 12 月 27 日 (月)

7 質疑 応答 全て書面をもって行う。(口答または電話による質問は受理しない)
 (1) 質疑について
 提出期限 日時 令和 4 年 1 月 11 日 (火) AM12:00 まで
 提出方法 電子メールにて受付 (指定書式あり)
 尚 電子メール送信時には担当者名・mailアドレスの記入をお願いします。
 送信後は必ず電話で着信の確認をお願いします。
 送信先 TSCアーキテツ 担当：田中・渡邊 宛 (CCにて両者に送付お願い致します。)
 E-mail: tanaka@tsc-a.com, watanabe@tsc-a.com
 TEL (052) 700-7700 FAX (052) 700-7701

(2) 応答について
 交付日時 令和 4 年 1 月 13 日 (木) AM 12:00より
 交付方法 電子メールにて送信予定
 尚、困解等必要になった場合はFAXによる場合あり質疑 の場合も同様とします。

8 請負契約及び保険
 (1) 請負契約：民間(旧四会)連合協定契約約款(最新版)による。
 特約事項は無しとする。
 (2) 工事保険：請負者は工事契約締結後、直ちに建設工事保険を付す事。
 期 間 着工から工事竣工引渡まで
 保険金額 工事請負金額とする
 (3) 請負契約書の監理者の項は、TSCアーキテツの押印となります。
 (4) 工事発注に際して注意・仕様

1：建築工事請負者は 工事全体の統括者として建築主・設計者・各設備及び分隴発注工事請負者との調整の上現場工程管理・安全管理を行う。
 2：建築工事請負者は 定例打ち合わせを定期的に関催し議事録を速やかに作成し関係者に配布する。議事録の様式は別にさだめる。
 3：施工定例会議の場所は建築請負者が準備し現場事務所・工所用トイレの設置場所は敷地内とする。
 4：竣工1ヶ年検査を行います。建築主・設計監理者等の立ち会いのもとクレームや瑕疵又は改善の必要有りと認められた場合はその指示に従うこと。
 5：愛知県指定の取り消しを過去に受けていない事。
 6：瑕疵担保の期間は、民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款第27条 瑕疵の担保による。
 7：その他特記による

9 支払条件 工事は下記により支払う。
 ※内容詳細は契約時に打合せのこと

● 建築工事請負者の場合		
支払い時期	支払い区分	支払い方法
工事契約時(着手時)	(1回目)	契約金額の5%
サッシ取付完了時	(2回目)	出来高金額の80%-既払金額
工事完了時	(3回目)	契約金額の90%-既払金額
工事完了1ヶ月後かつ竣工図書提出(4回目)	(4回目)	契約金額の10%

10 支給材料及び資用品
 工用電気 支給しません
 工用水道 〃
 その他 特になし

11 諸式典費用 諸式典費用は下記による (〇印を実施する)

式典	主催	費用負担者	備考
〇地鎮祭(起工式)	建築主	建築請負者	設営は建築請負者が行う
上棟式	建築主	建築主	
竣工式	建築主	建築主	

12 別途工事(下記の工事は建築工事請負者とは別途とする)
 なし

13 指定業者として下記を指名する

14 推薦業者として下記を指名する

15 官庁その他の手続き関係について

1 建築確認申請(変更申請・中間検査・完了検査申請)・福祉条例申請はTSCアーキテツにて行う。
 2 その他工事施工に必要な諸手続き及び費用(工事費共)は本工事に含むものとする。
 (1)：仮設の乗入・電力・用水、上下水などの引込手続や届出
 (2)：道路・水路・河川敷等などの占用手続きや使用許可申請
 (3)：永久乗入・消火栓・電柱・標識・パーキング施設・植樹等など第3者名義の施設の築造や移動
 又、竣工後において建物の使用上支障になるもの移設又は撤去の申請等
 (4)：工期内の仮オープンや既設を使用しながら工事を行う仮使用申請等
 (5)：少量危険物・特定施設・公害等の届出及び産業廃棄物の最終処理届等
 (6)：前記以外に必要と想定される事項等々については一切工事請負者にて行い、その調査・施工・申請費用も建築工事請負者にて負担する。尚関係する各請負者は協力を惜しまないこととする。
 3 各工事における設計図書の区分については 重複や区分の不明な場合には必ず質疑 などの確認をすること

16 公害に対する配慮
 ・工事施工期間中は、騒音・振動・塵埃・落下物・交通障害等の周辺に及ぼす迷惑に対し充分配慮し、万一損傷を与えた場合はすみやかに適切な補修・補償をし、紛争が発生しないよう努力し建築主が関わり合いにならぬ様にする事とし且つ、その経緯等は、適宜報告を行う事とする。
 ・資材搬入路・資材置場が限定されるので施工計画を十分に吟味すること。又、隣接する敷地や周辺道路には駐車や許可なく踏み込んだり物を置いたり捨てたりしないこと。

17 注意事項
 ・現地調査を行い見積りを行なう事。(外部目視のみ・見積り期間中の建築主への挨拶は禁止)
 ・建築主発注の別途工事(機器等)との打合せ・取り合いを協力して竣工出来る事。
 ・引渡しまでの水道・電気・ガス等の基本料金及び使用料金は建築工事請負者にて負担する事。